

# 21年度決算の 財政健全化判断比率などを公表

地方公共団体の財政状況にかかわる情報の公開度、透明度を高めて、その団体の財政事情を市民の皆さんにより分かりやすくすることと、財政事情の悪化を未然に防ぐことを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成19年6月に公布されました。

この法律では、特別会計や公営企業会計も合わせた連結決算により、地方公共団体の財政の健全性を判断する下記①～④の指標（財政健全化判断比率）と、公営企業の経営健全性を判断する指標（資金不足比率）で明らかにし、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政の悪化具合をチェックします。

この比率は、平成19年度決算から公表が義務づけられ、平成20年度決算以降は、比率が一定の基準を超える団体は、「早期健全化計画」あるいは「財政再生計画」を策定し、早急に財政事情の改善に努めなければなりません。

## ◆市財政の健全性を判断する指標（表1）

- ①実質赤字比率…一般会計など（注1）の実質赤字が標準財政規模（注2）に占める割合  
②連結実質赤字比率…本市の全会計の実質赤字（または資金不足額）が標準財政規模に占める割合  
③実質公債費比率…一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合  
④将来負担比率…一般会計などが将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

## ◆公営企業の経営健全性を判断する指標（表2）

- ・資金不足比率…資金不足額が公営企業会計（注3）の事業規模に占める割合  
注1「一般会計など」…市では、「一般会計」「土地取得特別会計」「墓地区画整理特別会計」「栗東新都心土地区画整理事業特別会計」があります。

- 注2「標準財政規模」…地方公共団体の一般財源（用途が特定され

れていない財源）の標準規模を示すもので、税収入・各種譲与税・県税交付金などで構成されます。

注3「公営企業会計」…市では、「大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計」「公共下水道事業特別会計」「農業集落排水事業特別会計」「水道事業会計」があります。

下記のとおり、本市の平成21年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っています。しかし、将来負担比率については、昨年度の指数（327.9）を下回ったものの他市との比較において、依然として非常に高い比率ですので、より一層の低減努力が必要です。また、実質公債費比率については過年度に発行した小学校建設の市債の償還が始まったことなどのため昨年度（15.6）と比較して上昇傾向にあります。

いずれの比率も早期健全化基準には至りませんが、諸改革の実施と長期の財政見通しをもって、早期の財政健全化に向けた取り組みを進めていきます。市民の皆さんのご理解をお願いします。

●平成21年度決算における資金不足比率（表2）  
（単位：％）

| 区分                         | 資金不足比率 | 経営健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------------------------|--------|---------|--------|
| 大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計 | 不足なし   | 20.0    | 制度なし   |
| 公共下水道事業特別会計                | 不足なし   | 20.0    | 制度なし   |
| 農業集落排水事業特別会計               | 不足なし   | 20.0    | 制度なし   |
| 水道事業会計                     | 不足なし   | 20.0    | 制度なし   |

●平成21年度決算における健全化判断比率（表1）  
（単位：％）

| 区分       | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|---------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | 赤字なし    | 12.87   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 | 赤字なし    | 17.87   | 40.00  |
| 実質公債費比率  | 17.5    | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | 309.3   | 350.0   | 制度なし   |

話そう、働こう、育てよう。いっしょに。(平成22年度 内閣府「男女共同参画週間」作品募集 最優秀作品)

## 女と男がともに歩み、ともに輝く社会

「パートナリーが強調週間」

10月10日～17日は男女共同参画社会づくりをめざす「パートナリー」の強調週間です。民間団体・市町・県が連携して県内一円でフオーラムや広報紙などによる啓発などさまざまな活動を行います。

この週間を機に、家庭で職場で、地域で、男女のパートナリーシップについて考え、話し合ってみませんか。

### ワーク・ライフ・バランスとは

■優先したいのは家庭生活

でも、現実はいや喜びをもたしますが、家事や育児、地域活動、自己啓発なども暮らしには欠かせないものです。

しかし実際には、仕事と生活のはざまで生じるさまざまな問題があり、思い描く生活を送ることが難しいのが現実です。

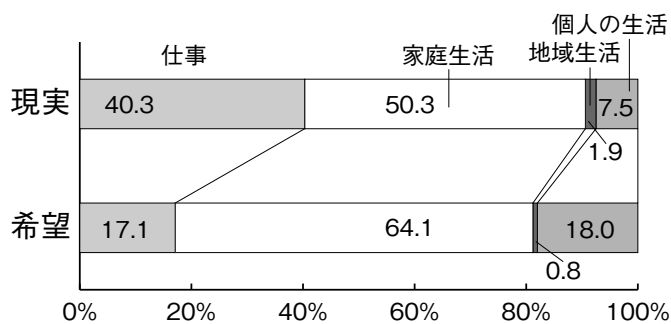
平成21年に行った市民アンケート(下のグラフ参照)でも、最も優先したいものとして、家庭生

活(64・1%)、次点に個人の生活(18・0%)が挙げられています。仕事(40・3%)、次点が家庭生活(50・3%)となっています。

■ワーク・ライフ・バランスとは

望むライフスタイルが実現できない理由は、個々によってさまざまです。しかし、この社会を構成

仕事と生活の希望と現実(最も優先するのは?)



している人たちが、それぞれ努力することにより、個々にとつて、仕事と家庭生活を両立させ、より充実させることが、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)です。

■それぞれができる取り組み

政府は、企業や働いている人、市民の取り組みを積極的に支援するとともに、いろいろな働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行います。

企業は、育児・介護など休暇の制度を利用しやすくすることや、その人に合った働き方を柔軟に認めるなど働きやすい環境の整備に努めます。

そして個人は、少しでも効率的になるよう仕事の進め方を見直します。また、生活では家事の手抜きではありませんが、家事にかかる時間を減らし、家族でお互いに手伝います。そして、今までより少しでも、自分の生活において大事なことができる時間をつくり出す。

■毎日の積み重ねにより、暮らしやすい社会へ

この小さな積み重ねをすることによって、少しずつですが、自分の思い描く仕事と生活のバランスを整えていくことができます。

そして、取り組みを続けることによって、いろいろな境遇の人や事情のある人にとつても、働きやすく暮らしやすい「活力ある社会」が実現され、性別や国籍などにかかわらず、人が個人として尊重され、ともに助け合い、喜びと責任を分かち合うことができる社会を目指します。

### ワーク・ライフ・バランス講演会

仕事と家庭が両立できる働き続けやすい職場環境づくりと、企業経営のあり方について考える講演会を開催します。講師は、企業でワーク・ライフ・バランスを推進した実績を持つ、木谷宏教授(麗澤大学)です。ぜひ、ご参加ください。

日時: 11月4日(木)13時30分  
場所: なごやかセンター

問合せ: 協働まちづくり課

男女共同参画推進係  
551・0290 554・1123

平成23年4月からの

# 保育園・幼稚園・幼児園（短・中・長時間保育課程）の入園案内

市立保育園（中時間・長時間保育課程）、法人立保育園

## ★対象年齢

### ●市立保育園

生後6カ月後～5歳児

### ●法人立保育園

生後3カ月後～5歳児

※こだま乳児保育園

生後3カ月後～2歳児

## ★対象者

入所希望月の初日に、本市に在住し、住民登録または外国人登録がある人

## ★入所基準

次の①～⑦のいずれかに該当し、子どもが保育に欠ける場合に対象となります。詳しくは、申込書をご覧ください。また、市立保育園および大宝保育園において、年度途中での中時間・長時間保育課程の変更はできませんので、1年をおとしてお考えください。なお、中時間保育課程の保育時間は、16時までです。

①居宅外で労働することを常態としている

②居宅内で子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている

③死亡、行方不明、拘禁などの理由で親がいない

④出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがあるなどの状態にある

⑤長期にわたり、疾病状態、心身に障がいがあるなどの状態にある同居の親族を常時介護している

⑥震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたる

⑦市長が認める①～⑥に類する状態にある

## ★保育料

●保育園の長時間保育課程：保護者の前年分の所得税などによって決定します。市立保育園も法人立保育園も、同じ額となります。

※平成21年度から平成23年度にかけて、保育料を段階的に改定中です。平成23年度の保育料の詳細については、申込書をご覧ください。

市立保育園・法人立保育園

| 園名           | 区分  | 保育課程 |     | 電話番号     | 備考 |
|--------------|-----|------|-----|----------|----|
|              |     | 中時間  | 長時間 |          |    |
| 金勝第1 幼児園     | 市立  | ○    | ○   | 558-0250 |    |
| 金勝第2 保育園     | 市立  | ○    | ○   | 558-0068 | *  |
| 葉山幼児園        | 市立  | ○    | ○   | 552-0079 |    |
| 葉山東幼児園       | 市立  | ○    | ○   | 553-9102 |    |
| 治田保育園        | 市立  | ○    | ○   | 552-1079 | *  |
| 治田東幼児園       | 市立  | ○    | ○   | 554-0054 |    |
| 治田西幼児園       | 市立  | ○    | ○   | 553-4651 | *  |
| 大宝西保育園       | 市立  | ○    | ○   | 553-6990 |    |
| こだま保育園       | 法人立 | —    | ○   | 554-5262 |    |
| グランマの家保育園    | 法人立 | —    | ○   | 554-1744 |    |
| こだまふれんど保育園   | 法人立 | —    | ○   | 554-3239 |    |
| 治田西カナリヤ第三保育園 | 法人立 | —    | ○   | 553-3907 |    |
| こだま乳児保育園     | 法人立 | —    | ○   | 554-0581 |    |
| 大宝保育園        | 法人立 | ○    | ○   | 552-2088 |    |

●保育園の中時間保育課程：長時間保育課程の保育料の4分の3の額

★就学前保育の民活施策について

平成20年7月23日、保育のさらなる充実を目的に「就学前保育に民間活力を導入する施策」を決定し、その計画の一環として、一部公立保育園の法人化に取り組んで

います。

本年4月から、大宝保育園を法人化するとともに、大橋保育園は大宝保育園に機能移転し、廃園しました。

右表の備考欄に「\*」の表示がある3園が、今後の法人化等民活計画の対象となっています。

・治田保育園：平成26年度までを

めどに近隣に誘致した法人に機能移転を計画

・治田西幼稚園（中時間・長時間保育課程）：平成26年度までをめどに近隣の法人立保育園の定数拡大や誘致により、法人に機能移転などを計画

・金勝第2保育園：施設運営のあり方について、施設管理者（JRA）と協議する計画

ただし、条件が整った施設については、順位を繰り上げて取り組む計画です。

### 市立幼稚園（短時間保育課程）

#### ★対象年齢

3歳児～5歳児

#### ★対象者

申込書提出時に、本市に在住し、住民登録または外国人登録がある人

#### ★申込受付

乳幼児数の増加に伴い、限られた施設を有効に活用するため、平成21、22年度に引き続き、就学を控えた通園区域内の4・5歳児の入園を優先することとします。

このため、3・4・5歳児の入園申込みを10月に一斉に受け付け、先に4・5歳児のクラス数を決定

します。

その後、各園における残りの保育室の状況に応じて3歳児の受け入れを行います。申込み人数が3歳児の受け入れ数を超えた園への入園については、その園に申込みをされた当該通園区域内のすべての3歳児を対象として抽選を行います。抽選となった場合は、10月末までに郵送にて通知します。また、市ホームページにも掲載しますので、ご覧ください。抽選がない場合は、通知しません。なお、抽選の結果、入園できなかった人は、通園区域外で受け入れが可能

### 市立幼稚園（短時間保育課程）

| 園名      | 定数(人) | 電話番号     | 抽選日         |
|---------|-------|----------|-------------|
| 金勝第1幼稚園 | 175   | 558-0250 | 11月4日(木)午前  |
| 葉山幼稚園   | 210   | 552-0079 | 11月8日(月)午前  |
| 葉山東幼稚園  | 175   | 553-9102 | 11月10日(水)午前 |
| 治田幼稚園   | 210   | 552-2756 | 11月15日(月)午後 |
| 治田東幼稚園  | 210   | 554-0054 | 11月17日(水)午前 |
| 治田西幼稚園  | 315   | 553-4641 | 11月17日(水)午後 |
| 大宝幼稚園   | 385   | 552-1698 | 11月15日(月)午前 |
| 大宝幼稚園分園 | 315   | 551-5242 | 11月8日(月)午後  |
| 大宝西幼稚園  | 210   | 553-3788 | 11月4日(木)午後  |

な園を選ぶこともできます。

#### ★保育料

●4・5歳児：年額78000円（月額6500円）

●3歳児：年額86400円（月額7200円）

●預かり保育料：1回200円（14～16時）

※幼稚園につきましては、一斉申込受付期間の申込状況により各園のクラス編成や各年齢児の定員数を決定します。下記期間後の申込みにつきましては、決定した定員数の中で受け入れを行いますので、あらかじめご了承ください。

### 申込書の交付・受付の場所と日時

●場所：各保育園、幼稚園、幼児園、幼児課

※施設見学を希望される人は、各園へお問合せください。

※現在、保育園、幼稚園、幼児園に在園している園児も、申込みが必要です。

※同一世帯から保育園（中時間・長時間保育課程）と幼稚園（短時間保育課程）との両方に申し込むことはできません。

※入所基準に該当すると認められ

ない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがありますので、ご了承ください。

●時間：8時30分～17時15分

|                                   | 申込書<br>交付日         | 申込み<br>受付日           |
|-----------------------------------|--------------------|----------------------|
| 市立幼稚園（短時間<br>保育課程）                | 10月4日(月)<br>～8日(金) | 10月12日(火)<br>～15日(金) |
| 市立保育園（中時間・<br>長時間保育課程）、<br>法人立保育園 |                    | 10月18日(月)<br>～22日(金) |

申込みについての詳しい問合せ：

幼児課

551・0424

FAX 551・0149

または各園へ



# 平成21年度介護保険事業運営状況

介護保険は、医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険に次ぐ社会保険で、市が運営し皆さんの老後の暮らしを支える制度です。

平成21年度本市の介護保険事業の運営収支は歳入総額で20億1700万3千円、主には介護保険料、国や県などの介護給付費負担金、地域支援事業交付金、介護給付費以外の市からの繰入金および繰越金などとなっています。一方、歳出総額は19億9804万3千円で、要介護認定審査などの運営経費として支出する総務費、介護給付費および介護予防をはじめとする地域支援事業の経費に支出しました。

10月1日は「浄化槽の日」

## 浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽が正常な機能を発揮するには、保守点検・清掃などの適正な維持管理が必要です。また、維持管理とは別に、浄化槽の設置者（管理者）は年に1回、「法定検査」を受検することが法律で義務付けられています。「法定検査」とは、

なお、満40歳以上の本市被保険者に負担いただいている介護保険料は、要介護や要支援の認定を受

表1 歳入総額のうち介護給付費の財源内訳

|                         | 金額          | 構成比    |
|-------------------------|-------------|--------|
| 第1号被保険者<br>介護保険料        | 4億3855万5千円  | 23.3%  |
| 第2号被保険者<br>介護給付費支払基金交付金 | 5億6133万5千円  | 29.9%  |
| 介護給付費準備基金<br>繰入金        | 101万2千円     | 0.1%   |
| 国庫支出金                   | 3億4343万5千円  | 18.3%  |
| 介護給付費財政調整<br>交付金        | 972万8千円     | 0.5%   |
| 県支出金                    | 2億7659万2千円  | 14.7%  |
| 繰入金（栗東市負担分）             | 2億3410万9千円  | 12.5%  |
| 介護従事者処遇改善<br>臨時特例基金繰入金  | 1273万3千円    | 0.7%   |
| 計                       | 18億7749万9千円 | 100.0% |

表2 歳出総額のうち介護給付費の支給内訳

介護保険給付費は、介護認定を受けた人が利用した介護サービス費用の9割を保険から給付しています。残りの1割は利用者が負担しています。

|                  | 金額          | 構成比    |
|------------------|-------------|--------|
| 居宅介護サービス費        | 9億4605万0千円  | 50.4%  |
| 施設介護サービス費        | 6億6693万0千円  | 35.5%  |
| 地域密着型サービス費       | 9926万1千円    | 5.3%   |
| 介護予防サービス費        | 6602万9千円    | 3.5%   |
| 特定入所者<br>介護サービス費 | 6264万5千円    | 3.3%   |
| 高額介護サービス費        | 2090万5千円    | 1.1%   |
| 住宅改修費            | 1036万9千円    | 0.6%   |
| 審査支払手数料          | 289万5千円     | 0.2%   |
| 福祉用具購入費          | 241万5千円     | 0.1%   |
| 計                | 18億7749万9千円 | 100.0% |

けた人が利用した介護（介護予防）サービスに対する保険給付の支払い（介護給付費）や介護予防事業の推進経費のみに充てている貴重な財源のひとつです。

源内訳は表1、歳出総額のうち介護給付費の支給内訳は表2のとおりです。

問合せ：長寿福祉課 介護保険係  
551・0281 FAX 552・9320

浄化槽の機能と維持管理が適正であるかを確認する検査です。法定検査を受検していない人は、（社）滋賀県生活環境事業協会にお問合せください。

保守点検・清掃・法定検査が適正に行われることによつて、わ

たしたちの生活排水を浄化してきれいな水を川に流すことができます。

なお、浄化槽を廃止したときは、30日以内に市に浄化槽廃止届を出すことが義務付けられています。必ず提出してください。

法定検査の問合せ・申込み

（社）滋賀県生活環境事業協会

554・9271 FAX 554・9293

浄化槽に関する問合せ

：滋賀県循環社会推進課

528・3474 FAX 528・4845

または市役所生活環境課

551・0336 FAX 552・7000

# 中央公民館は平成23年5月末で閉館

昭和45年6月に建設され、長年多くの市民の皆さんにご利用いただいてきました中央公民館は、施設の老朽化に伴い、平成23年5月31日(火)をもって貸館業務を終了することになりました。

これに伴い、現在中央公民館内にある生涯学習課と少年センターは、平成23年2月以降に(仮称)学習支援センター(栗東市安養寺3-1-1、旧勤労青少年ホーム)へ移転し業務を行います。なお、



▲中央公民館

生涯学習課移転後の中央公民館貸館申請は、引き続き生涯学習課に申請してください。  
問合せ：生涯学習課  
551・0145 FAX 552・5544

## 10月17日(日)「住民カード」切り替え業務を実施

平日に実施している「印鑑登録証から住民カードへの切替業務」を、10月17日(日)に行います。住民カードを使うと、市役所1階総合窓口課にある自動交付機で、暗証番号を入力して、住民票の写し・印鑑証明書・住民票記載事項証明書・外国人登録原票記載事項証明書

書を取ることができます。

自動交付機は交付申請書の記入が不要で、待ち時間も窓口利用に比べて短縮できます。この機会に自動交付機を利用することができ、暗証番号を登録した「住民カード」への切り替えをおすすめします。

日時：

10月17日(日)8時30分～17時15分

場所：市役所1階総合窓口課

必要書類：

①「印鑑登録証」または暗証番号

### 中央公民館代替施設（一例）

| 中央公民館                            | 代替施設                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 和室<br>(20人)                      | ●各コミセン「和室」 ●さくら「和室」 ●ひだまりの家「教養娯楽室」 ●やすらぎの家、ゆうあいの家「小会議室」 ●やすらぎの家、ゆうあいの家、なごやかセンター「教養娯楽室・集会室・会議室」 ●道の駅こんぜの里りっとう「研修室」                                                                       |
| 音楽室                              | ●さくら「練習室」「スタジオ」                                                                                                                                                                         |
| 各種団体室<br>(20人)                   | ●各コミセン「集会室」「研修室」 ●野洲川体育館「会議室」 ●森の未来館「小研修室」 ●栗東市商工会館「研修室A・B・D」 ●ウイングプラザ「研修室A・B・C」                                                                                                        |
| 第2会議室<br>(50人)<br>第3会議室<br>(50人) | ●各コミセン「大会議室」 ●さくら「研修室」 ●市民体育館「会議室」 ●ひだまりの家「会議室・研修室・コミュニティホール」 ●栗東歴史民俗博物館「研修室」 ●やすらぎの家、ゆうあいの家、なごやかセンター「集会室・会議室」 ●農林業技術センター「大会議室」 ●栗東市商工会館「研修室E」 ●ウイングプラザ「研修室D・E」 ●滋賀県立栗東体育館「第1・第2・第3会議室」 |
| 大ホール<br>(330人)                   | ●さくら「大ホール・中ホール・小ホール」 ●ゆうあいの家、なごやかセンター「集会室(大)」 ●森の未来館「大研修室」                                                                                                                              |

※各施設の利用料や定員、休館日などはそれぞれの施設にご確認ください

未登録の「住民カード」

②本人確認ができる顔写真付きの官公庁発行の身分証明書(運転免許証やパスポートなど)

③認印(実印も可、ゴム印は不可)

カードの持ち主本人が窓口申請してください。必要書類を確認の上、「印鑑登録証」は「住民カード」に無料交換し、暗証番号を登録します。暗証番号未登録「住民カード」には暗証番号を登録します。

もしもカードを紛失されている場合は、印鑑登録が再度必要です

(手数料350円)。10月17日(日)は

印鑑登録も受け付けしますので、印鑑登録される本人が登録される

印鑑と顔写真付きの官公庁発行の身分証明書をご持参ください。また、戸籍謄抄本・住民票の写し・

住民票記載事項証明書・印鑑証明書の発行業務も実施します。(住民異動の手続きや税証明の発行は

できません)

※詳しくは、事前にお問合せください。

問合せ：総合窓口課

551・0110 FAX 553・0250